

0949

第五九號

(裁決)行決後 覽回	連帶			決裁指定 次官	保存期限
	局長(部)	局長(部)	局長(部)		
	軍務	兵務	整備	大 臣	受領 番 號
	人事	医務		政 務 次 官	野戰酒保規程改正ニ関スル件
長 課	長 課	長 課	長 課	官 次 官	三〇二一
	主計	軍事	整備	官 與 參	題元廳(課名)
	主務	防備	医務	主 務 官	書記官
	建築	補任		副 官	主 務
	監査	第三課		員 課 務 主	書記官
	大 臣 官 房			主 務 局 課	番 號
	受領 了 結	受領 出 提	受領 出 提	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日
	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日
	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日	昭 和 十 二 年 九 月 廿 一 日

政務官回付(決行前)
 威遠獲蒙登錄
 會計經理
 (決行後)

審 察
 筆 記 者
 昭和拾貳年九月拾八日

12.9.30

0951

0950

陸軍一般ノ章

陸軍番号
野戰西保規程
左ノ通改正ス

年月日

陸軍大臣

改正ス

四十八號

官報聯合

官報聯合

1960

大正ヨリ陸軍一般ノ章

野戦酒保規程別紙ノ改正ス

陸軍

陸軍第四十八號

官報

官報照合

63 2 29

野戰酒保規程改正理由

現行野戰酒保規程ハ明治三十七年ノ制定ニシテ現在ノ野戰部隊ノ
 編制並戰地ノ狀況ニ適合セサルモノアルヲ以テ之ヲ改正スルモ
 トス

改正ノ要點概ネ左ノ如シ

- 一 野戰酒保ヲ設置スル部隊ノ名稱ヲ改正ス
- 二 酒保品ノ補充ハ補給機關ヨリ行フ如クス
- 三 酒保品補充ノ爲一時軍需品ヲ利用シ得ル如クス
- 四 酒保品ノ携行及追送量目ヲ若干増加ス
- 五 條文ヲ整理シ他ノ諸規定トノ關連ヲ明カニス

0953

野戰酒保規程改正説明書

野戦酒保規程改正要旨

陸軍

現行野戦酒保規程ハ明治三十七年ノ制定ニシテ現在ノ野戦部隊ノ編制並戰地ノ狀況ニ適合マサルモノアルヲ以テ之ヲ改正スルモノトス

改正ノ要點概ネ左ノ如シ

- 一 野戦酒保ヲ設置スル部隊ノ名称ヲ改正ス
- 二 酒保品ノ補充ハ補給機關ヨリ行フ如クス
- 三 酒保品補充ノ為一時厚需品ヲ利用シ得ル如クス
- 四 酒保品ノ推行及運送量用ヲ若干増加ス
- 五 條文ヲ整理シ他ノ諸規程トノ関連ヲ明カニス

野戰酒保規程改正説明書

一三九二五
衣糧課

陸

軍

野戰酒保規程(陸連一三九二五)	野戰酒保規程改正案(陸連)	改正理由
第一條 野戰酒保ハ戰地ニ於テ軍人軍馬ニ必要ノ需用品ヲ正	第一條 野戰酒保ハ戰地又ハ事表地ニ於テ軍人軍馬其他特ニ從軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正	野戰酒保利用者ノ範圍ヲ明瞭ナラシメ且對陣間ニ於テ慰安施設ヲ爲シ得ルコトヲモ認ムルヲ要スルニ依ル
確且廉價ニ販賣スルヲ目的トス	確且廉價ニ販賣スルヲ目的トス	
	前項外野戰酒保ハ必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得	前項外
	第二條 本規程ニ於テ所管	所屬長官ノ意義ヲ

	<p>長官ト稱スルハ軍司令官、師團長、兵站監兼之ヲ準ズルヲ指シ、長ヲ謂フ</p>	<p>明瞭ナラシムルヲ要スルニ依ル</p>
<p>第二條 軍司令部、師團司令部、兵站監部、歩兵、騎兵、砲兵聯隊、工兵、輜重兵、彈藥大隊其他</p>	<p>第三條 高等司令部、野戰酒保ハ所要ニ應ジ</p>	<p>野戰酒保ヲ設置シ得ヘキ部隊ヲ列挙スルハ複雑ナルノミナラス却テ明確ヲ欲スコトナルヲ以テ概括的ニ之ヲ示シ且小部隊ニ在リテハ最守部隊ノ酒保ヨリ供給ヲ受ケ又要スレハ共同酒保ヲ設クルノ要アルニ依</p>
<p>兵、彈藥大隊其他</p>	<p>隊大隊、病院及編制定員五百名以上ノ部隊ハ</p>	<p>野戰酒保ヲ設置ス</p>
<p>獨立セル大隊、架橋</p>	<p>前項以外ノ部隊ハ</p>	<p>且小部隊ニ在リテハ最守部隊ノ酒保ヨリ供給ヲ受ケ又要スレハ共同酒保ヲ設クルノ要アルニ依</p>
<p>從列衛生隊、野戰</p>	<p>部、野戰酒保ヨリ供給</p>	<p>保ヲ設クルノ要アルニ依</p>
<p>病院及兵站司令</p>	<p>部、野戰酒保ヨリ供給</p>	<p>保ヲ設クルノ要アルニ依</p>
<p>部ニ於テ所要ニ應</p>	<p>保品ノ供給ヲ受ケルヲ</p>	<p>保ヲ設クルノ要アルニ依</p>
<p>シ野戰酒保ヲ設置</p>	<p>本則トス</p>	<p>ル</p>

シ當該部隊長之	但ニ必要アルトキハ當該	
ヲ管理スルモノトス	部隊長ハ所管長官	
但野戰病院ニ在リ	ノ認可ヲ受ケ野戰酒保	
ニ個ニ付野戰酒保	ヲ設置スルコトヲ得	
個トス	前ニ項ノ外各部隊長ハ	
前項ノ外部隊ニ於	所要ニ應ジ所管長官	
特ニ酒保ノ設置ヲ	ノ認可ヲ受ケ共同ノ酒	
要スルトキハ戰地ニ	保ヲ設置スルコトヲ得	
出發前陸軍大臣	<small>野戰酒保ハ之ヲ設置スルニシテハ部隊長ヲ管理ス</small>	
ノ認可ヲ受クルモ	<small>但前項ノ野戰酒保ニ在リハ所管長官ノ指示ニ依リ</small>	
トス	<small>本管理大定ル所ニ依ル</small>	
第四條 軍又ハ師團ノ倉	各部隊野戰酒保品補	
庫・補給廠等ニハ倉庫	充ノ為補充機關ニ野戰	
隊酒保品補充ノ為所	酒保ヲ設置スルヲ必要	

陸軍

<p>酒保ノ業務ヲ整理</p>	<p>第四條 部隊長ハ野戰</p>	<p>コトヲ得</p>	<p>以テ一時之ニ代用スル</p>	<p>於タル前渡金ノ内ヲ</p>	<p>隊ニ在リテハ當部隊</p>	<p>又ハ資金僅少ナル部</p>	<p>若シ其ノ資金ナキカ</p>	<p>資金ヲ以テ之ニ充テ</p>	<p>金ハ平時ニ於ケル酒保</p>	<p>第三條 野戰酒保ノ資</p>			
	<p>(削除)</p>			<p>用スルコトヲ得</p>	<p>渡資金ヲ以テ一時之ニ充</p>	<p>不足スル部隊ニ在リテハ前</p>	<p>但シ資金ナキカ又ハ資金</p>	<p>以テ之ニ充ツルモノトス</p>	<p>平時ニ於ケル酒保資金ヲ</p>	<p>第五條 野戰酒保ノ資金ハ</p>	<p>トヲ得</p>	<p>野戰酒保ヲ設置スルコ</p>	<p>管長官ノ認可ヲ受ケ</p>
<p>運用スルヲ適當トスルニ</p>	<p>軍隊内務書ノ規定ヲ</p>										<p>何レモ此ノ例ニ依レリ</p>	<p>從來ノ戰役及事變ハ</p>	<p>トスルニ依ル</p>

スル為所要ニ依リ將		依ル
杖、同相管官ニ委員		
ヲ命シ之ニ下ニ卒ヲ		
附屬ス		
第五條 野戰酒保ノ	第六條 野戰酒保經營	一部ノ飲食物等ノ販賣
業務ハ軍隊ニ於テ	ハ自營ニ依ルモノトス但シ	ノ外ハ隨意請負ニ依ルト
之ヲ行フ例トス	此ヲ得サル場合ハ新管長	キハ弊害發生ノ虞アルヲ
但シ狀況ニ依リ内地又	常駐 一部 ノ飲食物	以テ認可制トスルヲ要シ又
ハ現地ニ於テ請負人	等ノ販賣 ハ此 ノ販賣 ニ	野山砲兵聯隊等人員多
ヲシテ之ヲ為サシムル	ヲ受ケ請負ニ依ルコトヲ得	キ部隊ハ請負人ハ三名
コトヲ得	平時衛戍地ヨリ伴行スル	トスルヲ要スルニ依ル
内地ヨリ請負人ヲ伴	酒保請負人ハ軍屬トシ	
行スル場合ニ於テ所	ヲ取扱ヒ一定ノ服装ヲ為	
管長官ノ認可ヲ受	サレタルモノトス但シ其ノ	

陸軍

ケ身元確實ナル者	人負ハ步兵、野砲兵及	
ヲ選定シ軍属ト	山砲兵聯隊ニ在リテハ三名	
シテ之ヲ取扱ヒ一定	以内其他ノ部隊ニ在リテハ	
ノ服装ヲ為サシムヘシ	二名以内トス	
但シ其ノ人負ハ步兵		
聯隊ニ在リテハ三名以		
内其他ノ部隊ニ在		
リテハ二名以内ニ限ル		
第六條 野戰酒保取	第八條 酒保品ハ努メテ現地	ノ酒保品ノ補充方法ニ関
廣品ハ現地ニ於テ調辦	ニ於テ調辦スルモトシ現地	シテハ戰時補充令ノ定
スルヲ例トス、若シ現地	ニ於テ調辦シ難キモノ又ハ不	ル所ナルヲ以テ之ニ關聯セシ
ニ於テ調辦シ難キモノハ	利トスルモノハ戰時規定ノ定	ムルヲ適當トスルニ依ル但
補充隊又ハ編隊ヲ担任	ムル所ニ依リ之ヲ補充スルモノ	シ該補充令ハ概不被
シタル部隊ノ留守部	トス	服懐具ノ補充方法尚

<p>隊ニ其ノ調解及返送ヲ委託スルシ</p>	<p>前項ノ規定ニ依リ補充ヲ受ケタルモノニ對シテハ速ニ代金ヲ送付スルモノトス</p>	<p>一 要領ニ改定セラルルコトヲ豫定ス</p>
<p>前項ニ依リ調解ノ委託ヲ為ストキハ固時ニ夫ノ代金ヲ送付スルシ</p>	<p>酒保品ニシテ補充上其ヲ得ザル場合ニ於テハ第四條ノ規定スル倉庫長^等ハ所管長官ノ認可ヲ受ケテ軍需品ノ補給上支障ナク限リ軍需品ヲ以テ繰替補充ヲ為ストコトヲ得</p>	<p>又酒保品ノ補充ヲ担任スル機関ニ於テハ軍需品補給上支障ナク場合ハ軍需品ヲ一時酒保品ニ繰替使用シ得ルコトヲ認ムルヲ通常トスルニ依ル</p>
	<p>前項ノ規定ニ依リ繰替補充ヲ為シタル場合ニ於テハ同品質ノモノニ替テ得ザル場合ハ同價格ノモノヲ以テ速ニ夫ノ</p>	<p>從來ノ戰役及事變ニハ何レモ此ノ例ニ依レリ</p>

陸軍

<p>第七條 野戰酒保 テ販賣スル物品ノ價</p>	<p>(削除)</p>	<p>軍隊内務書ノ規定ヲ 準用スルヲ通(當)トスルニ依</p>
		<p>ニ依ル</p>
		<p>増量スルヲ通(當)トスル</p>
		<p>ナル場合ヲ顧慮シ準</p>
		<p>正シ且現地調辨困難</p>
		<p>トス</p>
	<p>ハ一月一人ニ付千瓦ノ標準</p>	<p>スヘキ量同ヲ米突法ニ改</p>
	<p>定スルモノトス但シ其ノ量同</p>	<p>又一月一人ニ付補充ヲ許容</p>
	<p>ケル最高等司令官之ヲ指</p>	<p>必(當)トスルニ依ル</p>
	<p>ハ所管長官又ハ其ノ地ニ於</p>	<p>司令官ニ於テ指スルヲ</p>
	<p>スベキ酒保品ノ品種及量同</p>	<p>長官又ハ其ノ地最高等</p>
	<p>後方ヨリ部隊酒保ニ補充</p>	<p>履數量ハ純制上所管</p>
	<p>スルモノトス</p>	<p>補充スヘキ酒保品ノ品</p>
	<p>第七條 前條ノ規定ニ依リ</p>	<p>人</p>

<p>拾八通保委員ノ評 定ニ依ルモノトス</p>		<p>ル</p>
<p>第九條 野戰酒保委員 ヲ販賣スルキ物品ノ種 類概テ左ノ如シ</p>	<p>(削除)</p>	<p>軍隊内務書ノ規定ニ 用スルヲ通常トスルニ依ル</p>
<p>酒、煙草、菓子、封 筒、紙、鉛筆、手拭 手巾、甚磨、揚子、 手帖、マツキ、箸、 糸、針、釦、石鹼等</p>		
<p>第九條 野戰酒保委員 行スルキ物品ノ量同 八兵員一人ニ對シ梱包 量ヲ合セ百枚ト最</p>	<p>第七條 野戰酒保委員 行スルキ物品ノ量同ハ八兵 員一人ニ對シ其ノ品種及 量目ハ部</p>	<p>野戰酒保委員ノ携行スル 物品ノ品種、量目ハ部 隊長ニ於テ定ムルヲ必要トシ 又兵員一人ニ對スル携行量</p>

陸軍

大限トス	隊長之ヲ是ム	目ハ現行規程百俵(是モモ) ヲ米突法ニ改正シ且若年 増量スルヲ通常トスルニ依 ル
第十條 後方ヨリ運送 スル野戰補保品ノ ケ月間ノ數量ハ五員 一人ニ付前條定量 ノ二倍ヲ超過スルコト ヲ得ス	(消除)	第九條ニ包含セラル ニ依ル
第十條 野戰補保品 ノ荷運並運搬ハ一 般軍需品ト同一取 扱ヲ為スモノトス	第十條 野戰補保品ノ輸 送ハ一般軍需品ト同一ノ取扱 ヲ為スモノトシ之ニ要スル費用 ハ官費支辨トス	野戰補保品ノ梱包ハ軍 需品ト同一ノ要領ニ依リ 運搬ニ要スル費用ハ官費 支辨タルコトヲ明示スルニ依

<p>戦地ニ於テ酒保要 スル運搬ノ人馬料 ハ各部隊通宜處 辨スヘシ</p>		<p>トスルニ依ル</p>
<p>第十條 野戦酒保品 ノ梱包ハ最堅牢ニシ テ其ノ梱包ノ重量 ハ約八貫匁又ハ十二 貫匁トシ各梱包ニ 特ニ青色ノ標記ヲ附 シ且酒保品ノ文 字ヲ大書シ一般 需品ト識別シ客 易トシムルヲ要ス</p>	<p>第十條 野戦酒保品ノ梱 包ハ一梱ノ総重量概テ三 十斤ヲ標準トシ梱包ニ特 ニ青色ノ標識ヲ附シ且酒 保品ナル標記ヲ為シ一般 需品トノ識別ヲ容易 トシムルモノトス</p>	<p>現行規程ニ依ル野戦 酒保品ノ梱包重量 十二貫匁八匁キニ過ルケルヲ 以テ約一斤(八匁)ヲ 標準トスルヲ適宜トシ 且軍需品トノ混淆ヲ避 クル為メ明瞭ナル標識ヲ 附スルノ要アルニ依ル</p>

陸軍

第十三條 軍隊及び野	第十三條 野戰演習保經營ノ	
戰演習ノ業務ヲ	為必要アルトキハ所管長官	
フトキハ所管長官	ノ認可ヲ受ケ者備人ノ使	
ノ認可ヲ受ケ得	用スルトヲ得其ノ人負ハ歩	
夫ヲ使用スルヲ得	兵、野砲兵及山砲兵聯隊	
但シ其ノ人負ハ歩兵	ニ在リテハ三名以内其他部	
聯隊ニ在リテハ三名以	隊ニ在リテハ二名以内トス	
内其他ノ部隊在	但シ其ノ人負ハ歩兵	
リテハ二名以内トス	品ノ補充ヲ担任スル部隊	
	ニ在リテハ所管ノ人負ヲ	
	在備スルトヲ得	
第十四條 軍隊及び野	(消 除)	軍隊内務書ノ規定
戰演習ノ業務ヲ		ヲ準用スルヲ適當ト
行フトキハ其ノ物品		スルニ依ル

及金銀ニ係ル帳簿	ヲ備ヘ其ノ出納ヲ	明瞭ナラシムヘシ	第十五條 前條物品及	金銀ノ出納整理屬	シテ八當該經理部長	ノ監督ヲ受クモト	ス	第十六條 内地ヨリ伴行	スル酒保請負人ノ	糧食ハ之ヲ官給	ス	第十四條 野戰酒保ノ經營	金銀物品ノ出納整理	ニ関シテ八當該經理部長	ノ監督ヲ受クルモトス	第十三條 軍屬タル酒保請	負人ニ必要ニ應ジ糧食	ヲ官給シ又ハ被服ノ一部	ヲ貸與スルコトヲ得	第十五條 本軍種ニ係ル	事項ハ軍隊内務書ニ載	酒保ノ經營ニ就テニ經	理部長ノ監督ヲ受ク	ル必要トスルニ依ル	糧食被服等ハ當ニ	官給シ又ハ貸與サルモ	必要ニ應ジ官給シ貸與	シ得ルコトヲ要スルニ依ル	委員ノ編成販賣品種	價格帳簿等其ノ他ハ
----------	----------	----------	------------	----------	-----------	----------	---	-------------	----------	---------	---	--------------	-----------	-------------	------------	--------------	------------	-------------	-----------	-------------	------------	------------	-----------	-----------	----------	------------	------------	--------------	-----------	-----------

陸軍

	<p>特諸勤務令ノ規定 ヲ準用スルモトス</p>	<p>特規是スルモトナク軍 隊内務書ノ規定ヲ準 用セシムルヲ適當トス ルニ依ル</p>
<p>明治三十二年陸軍第百 十七師戰時各隊補 保物品重量規是 ハ之ヲ廢止ス</p>		

附則

明治三十二年陸軍第百
十七師戰時各隊補
保物品重量規是
ハ之ヲ廢止ス

野戰酒保規程

第一條 野戰酒保ハ戰地又ハ事變地ニ於テ軍人軍屬其ノ他特ニ從軍
ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品、飲食物等ヲ正確且廉價ニ販賣
スルヲ目的トス

前項ノ外野戰酒保ハ必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得

第二條 本規程ニ於テ所管長官ト稱スルハ軍司令官、師團長、兵站
監^及之ニ準ズル兵團ノ長ヲ謂フ

第三條 高等司令部、聯隊、大隊、病院及編制定員五百名以上ノ部
隊^{ニ之ヲ}ノ所要ニ應ジ野戰酒保ヲ設置シ常該部隊長之ヲ管理ス

前項以外ノ部隊ハ最寄部隊ノ野戰酒保ヨリ酒保品ノ供給ヲ受クル